

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、五條市長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和二年五月十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図作成）

二 測量の地域 五條市

三 測量の終了年月日 令和二年三月二十五日